

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ナイトタイムエコノミー（夜間における経済活動及び文化活動をいう。）の推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して、予算の範囲内において、補助金の交付を含む支援を行うものとし、その内容に関しては、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、補助金の交付を含む支援を行うものとする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、第7条に規定する支援の申請を行った期日において、市税（延滞金を含む）を滞納していない者であって、千葉市内で次条に掲げる事業を実施するものであり、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。
- (3) 一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立される財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。
- (5) 公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。
- (6) 商業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。
- (7) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。
- (8) その他市長が必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者としないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
 - (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
 - (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者
- 3 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度（以下「本制度」という。）の支援の対象となる事業（以下「支援事業」という。）の募

集の際に、別に要件を付加することができるものとする。

(支援対象事業)

第3条 支援事業は、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 千葉市が共催していないこと。
- (2) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (3) 千葉市内で行われること。
- (4) 日没から日の出までに行われること。
- (5) 店舗等での通常の営業等ではなく、新規の事業であること、又は既存事業にあっては改善若しくは拡充が行われていること。
- (6) 千葉市から補助金又は負担金等の財政的支援を受けていないこと。ただし、前年度において新たに本制度の支援を受けた事業（以下「前年度支援事業」という。）で、前年度の結果及び市若しくは千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）からの指摘を踏まえた改善又は拡充をしている場合は、支援の対象とする。
- (7) 次年度以降は、参加者から徴収する料金又は協賛金等にて、事業を継続できる見込みがあること。
- (8) 支援事業の周辺エリア等の回遊を促進するための創意工夫（支援事業の実施中又は実施後において、開催地及び周辺地域に、消費及びにぎわいを創出する工夫）がなされていること。

2 前項に加え、市長が必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に、別に要件を付加することができるものとする。

(支援内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係者調整 支援事業実施に向けた、公共施設の施設管理者との調整など、関係者との調整支援を行うことをいう。
- (2) 補助金交付 前条に規定する支援事業の実施に要する費用の補助を行うことをいう。
- (3) プロモーション支援 支援事業の認定及び後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行うことをいう。

(補助対象経費等)

第5条 前条第2号に規定する補助の対象となる経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。ただし、第3条第1項第5号に規定する既存事業にあっては、改善又は拡充に係る経費に限り、補助の対象とする。

(支援事業の募集)

第6条 市長は、審議会へ諮問を行い、答申を受けた上で、必要に応じて支援事業の募集を行うものとする。

- 2 市長は、前項の募集に対し、次条に規定する申請があったときは、第9条の規定により、審議会へ諮問を行い、答申を受けた上で、承認の可否を決定するものとする。
- 3 第1項の募集を行わない期間における提案は、全て無効とする。

(支援の申請)

第7条 本制度の支援を申請しようとする者は、別に定める期日までに、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）

- (2) 事業実績一覧表（様式第1号の3）
- (3) 要件確認申立書（様式第1号の4）
- (4) 誓約書（様式第1号の5）
- (5) 千葉市税情報閲覧同意書（様式第1号の6）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（支援の条件）

第8条 規則第5条の規定により市長が附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援事業の内容、補助対象経費又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業の趣旨及び目的に影響を及ぼさないと認められる変更であって、補助対象経費総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象経費を変更する場合における補助金の額については、第10条第1項において通知した補助金の交付決定額を上限とする。
- (3) 支援事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (6) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 支援を申請した者又は支援を受けた者は、市長が支援事業に関し報告を求めた場合又は支援に係わる帳簿若しくは書類等の調査を必要とした場合は、これに応ずること。
- (8) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認める事項

（事業審査等）

第9条 市長は、第7条に規定する申請書の提出があったときは、審議会へ諮問を行うものとする。

2 市長は、前項の諮問に基づき、答申を受けた上で、承認の可否を決定するものとする。

（支援決定通知）

第10条 市長は、前条第2項の答申に基づき、承認することが適當と認めたときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の答申に基づき、承認することが不適當と認めたときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第11条 本制度の支援が決定した事業者（以下「支援決定事業者」という。）は、第8条第1号又は第3号の規定により、支援事業の変更、中止又は廃止について承認を受けようとするときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて審議会へ諮問を行い、その答申を受けた上で、当該申請の内容を審査し、支援事業の内容、補助対象経費又は遂行計画の変更、中止若しくは廃止について承認の可否を決定し、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（状況報告）

第12条 支援決定事業者は、規則第10条の規定により、市長が必要と認めるときは、支援事

業の遂行の状況に關し、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業状況報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて審議会へ諮詢を行い、その答申を受けた上で、支援決定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。
- 3 市長は、支援決定事業者が前項の規定により求められた措置をとらないときは、第16条第1項の規定により、支援決定を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により、支援決定を取り消したときは、第16条第2項の規定により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 支援決定事業者は、規則第12条の規定により、支援事業の完了を報告するときは、別に定める期限内に、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第7号の2）
- （2）補助対象経費の支出に係る領収書等支出を証する書類又はその写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、審議会へ諮詢を行うものとする。
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第2項の諮詢に基づき、答申を受けた上で、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の答申に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。
（補助金の交付）

第15条 市長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、支援事業の円滑な遂行を図るために必要と認めるとときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合において、補助金交付決定額の2分の1を上限額として、事前交付することができる。この場合において、事前交付は1回に限るものとする。

- （1）事業計画に実現性が認められること。
- （2）資金計画に妥当性が認められること。
- （3）審議会の承認を得ること。

- 3 支援決定事業者は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 4 支援決定事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金事前交付請求書（様式第10号）及び資金計画書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第16条 市長は、支援決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消すことができるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）規則又はこの要綱に違反した場合

- 2 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、支援決定を取り消したときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（返還命令）

第17条 市長は、前条の規定により支援決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部について、期限を定めて支援決定事業者に対し、その返還を請求するものとし、支援決定事業者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還命令は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

- 2 市長が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に係る財産処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、支援決定事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価格から財産処分制限期間が経過した時点での残存価格を差し引いた金額の全部又は一部を、市に納付させることができる。

- 4 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があるとき又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を、市に納付させることができる。ただし、支援決定事業者に交付された補助金の額を限度とする。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

別表

補助対象 経費	ソフト 事業	音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等	
		舞台費	道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費等	
		印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費	
		謝金・人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当（臨時雇用賃金含む。）	
		宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料	
		記録費	録画費、録音費、写真費	
		通信費	案内状送付料	
		旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料（必要最低限度のものに限る。）	
		交通手段の確保に関わる経費	イベント中の連絡バスの運行等の経費（ただし、特定の場所の往復及び決められたコースの周遊に限る。）、運送車両リース、運行委託等の経費	
	ハード 事業	その他	その他市長が適当であると判断した経費	
補助対象外 経費		工事請負費	設計費、工事費、工事請負費（維持・メンテナンス費用は含まない。）	
		会場費・演出機材費	会場使用料（付帯設備含む。）、会場設営費・撤去費、音響・照明費、映写機材費、看板制作費等（レンタル含む。）	
		感染症拡大防止対策費	消毒液、マスク、フェースシールド、ビニールカーテン等購入費	
		その他	その他市長が適当であると判断した経費	
補助率	・自らが管理する会場施設の会場使用料			
	・事業関係団体（主催者・共催者）の弁当類・飲料・レセプション・パーティー費、その他飲食経費			
	・振込手数料			
	・交際費、接待費			
	・予備費、雑費等使途が曖昧な経費			
	・事業関係団体（主催者・共催者）の構成員及び会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）			
	・事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む。）			
	・間接経費（消費税、地方消費税等）			
	・その他市長が適当でないと判断した経費			
補助上限額	補助対象経費の2分の1以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）			
	・新規の支援事業：5,000千円。ただし、補助対象経費の種別ごとに上限を設ける。 ソフト事業：2,500千円 ハード事業：2,500千円			
	・前年度支援事業：3,000千円。ただし、前年度に収益が生じた場合、収益分を差し引いた額を上限とする。			